

商品先物取引業者における疑わしい取引の参考事例

平成31年4月1日

農林水産省食料産業局食品流通課商品取引室
経済産業省商務情報政策局商取引監督課

(全般的な注意)

以下の事例は、商品先物取引業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、商品先物取引業者において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、商品先物取引業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものが全て疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、商品先物取引業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手が取引証拠金として差し入れられ又は決済の資金として支払われる取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。
- (2) 短期間のうちに頻繁に現金又は小切手による取引証拠金等の入出金がある取引。
- (3) 多量の小額通貨（外貨を含む。）による入金がある取引。

第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 顧客の取引名義が架空名義又は借名であるとの疑いが生じた取引。
- (2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた取引。
- (3) 出張、旅行、入院等の合理的な理由がなく、顧客が代理人を指定する取引。
- (4) 顧客と速やかに連絡がとれる場所でない（住所以外の）連絡先への取引報告書等の証拠書類の送付を顧客が希望する取引。
- (5) 他の商品先物取引業者においても多数の取引口座を保有していることが判明した顧客に係る取引。
- (6) 住所から遠隔地の支店等で取引をすることについて合理的な理由がない顧客に係る取引。
- (7) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一のIPアドレスからアクセスされている取引
- (8) 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時のIPアドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (9) IPアドレスの追跡を困難にした取引。
- (10) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機のIPアドレス等とが異なる口座開設取引。
- (11) 同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合。

第3 投資の形態に着目した事例

- (1) 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の売買が行われる取引。
- (2) 大量の株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。
- (3) 本人が保有していることが疑われるほど大量な自己名義、他人名義株券を取引証拠金に充用している取引。
- (4) 短期間のうちに頻繁に株券等を取引証拠金に充用し、それらの売却を商品先物取引業者に依頼する取引。
- (5) 本人名義以外の金融機関口座からの送金がある取引。
- (6) 本人名義以外の金融機関口座を送金先に指定しようとする取引。

第4 外国との取引に着目した事例

- (1) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。
- (2) 売買益金の振込銀行口座に資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第5 その他の取引に係る事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- (2) 顧客が自己のために取引しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (3) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (4) 自社の役職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- (5) 自社の役職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (6) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- (7) 取引の秘匿を不自然に強要する顧客又は届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (8) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (9) 自社の役職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。

- (10) 商品取引契約の締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。
- (11) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (12) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (13) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (14) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (15) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (16) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。